

福智町移住支援金交付要綱

令和元年10月1日
要綱第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及び福智町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、福智町（以下「町」という。）への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県（以下「県」という。）と共同して行う福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業を通じて町に移住した者に対して、予算の範囲内において交付する福智町移住支援金（以下「移住支援金」という。）について、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）並びに福智町補助金交付規則（平成24年福智町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「東京圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 「名古屋圏」とは、岐阜県、愛知県及び三重県をいう。
- (3) 「大阪圏」とは、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。
- (4) 「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村をいう。

(交付金額)

第3条 移住支援金の金額は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 単身で移住の場合は、60万円
 - (2) 2人以上の世帯で移住の場合は、100万円
- 2 前項第2号に規定する世帯において、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第4条 次の第1号に掲げる要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当する者を申請の対象者（以下「申請者」という。）とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 住民票を移す直前（農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前）の10年間のうち、通算5年以上かつ直近で、連続して1年以上、県外に在住していたこと。
- ② 上記①のうち、次号ア、イ、第3号ア及び第5号の要件に該当する者の申請については、東京圏、名古屋圏又は大阪圏の在住に限るものとし、第4号の要件に該当する者の申請については、東京圏の在住に限るものとする。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。ただし、農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は算定に含めないものとする。
- ② 町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力及び反社会的勢力と関係を有する者でないこと（2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。）。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び町が認める場合を除く。
- ④ 町の町税等を滞納していないこと。
- ⑤ その他県又は町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職等に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が東京圏、名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。
- ② 就業先が、道府県が移住支援金の対象として運営するマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ③ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- ④ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて県実施要綱第5-2(1)①に示す対象法人等に就業していること。
- ⑤ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記②の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ⑥ 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑦ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が東京圏、名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。
- ② 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ③ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑤ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ 人材確保困難職種への就職の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 県実施要綱別表1の左欄に掲げる対象職種に応じ、同表右欄に掲げる就職支援サイト又は無料職業紹介所により福岡県内の事業所等に就職していること。
- ② 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- ③ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ④ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑤ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

エ 自営での農林漁業への就業の場合

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- ① 農林漁業に係る県実施要綱別表2に掲げる人材確保支援策を活用した者であること。ただし、移住支援金の申請日から5年以上、継続して就業する意思を有していること。
- ② 県へ就農相談を行い、移住先の市町村で新規就農した者であること。ただし、移住支援金の申請日から5年以上、継続して就業する意思を有していること。

(3) テレワークに関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- ② 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。
- ③ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- ④ 申請者又は同一世帯の者が移住先の市町村において、住宅を新築又は購入したこと。なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。

イ 福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業の参加者の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 過去2年以内に、福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業補助金を受けて実施されたワーケーション・移住体験の取組に参加していること。
- ② 上記①に示す取組を実施した企業・団体に現に所属している従業員又は役員であること。
- ③ 所属先企業等の命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- ④ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 町の関係人口に関する要件

第1号ア②の規定により町に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直近で、連続して1年以上の在住地が東京圏である者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。ただし、官公庁及び地域おこし協力隊への就業を伴う移住は除くものとする。

ア Uターン者の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 過去に1年以上、町に住民登録されていた者で、県内の企業等への就職又は県内での起業・創業（事業承継を含む。以下「起業・創業」という。）により就業していること。
- ② 就職の場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて勤務していることとし、起業・創業の場合は、法人の登記又は個人事業の開業の届出を行うこと。
- ③ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用又は起業・創業であること。
- ④ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して就業する意思を有していること。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等に該当する就業でないこと。
- ⑥ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する企業等に該当する就業でないこと。

イ 町内での起業・創業の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 町内に本店又は主たる事業所等を開設（事業承継を含む。）し、就業していること。
- ② 法人の登記又は個人事業の開業の届出を町内で行うこととし、かつ、福智町商工会に加入していること。
- ③ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して就業する意思を有していること。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等に該当する事業でないこと。
- ⑤ 宗教活動又は政治活動を目的とした事業でないこと。

ウ 農林水産業への就業の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 町内で農林水産業に就業していること。
- ② 農業協同組合、森林組合又は漁業協同組合等に加入していること。
- ③ 5年以上、継続して就業する意思を有していること。

エ 町が定める補助金等を活用した場合

- ① 福智町移住者空き家リフォーム工事補助金の交付対象者であること。
- ② 福智町定住促進助成事業奨励金の交付対象者であること。

(5) 起業に関する要件

県実施要綱第6に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

2 前条第1項第2号に規定する世帯の申請をする場合にあっては、次の各号に掲げる全ての要件に該当すること。

- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後1年以内であること。
- (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、町の町税等を滞納していないこと。
- (5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第5条 申請者は、前条第1項第1号の要件を満たし、かつ、同項第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、移住支援金の交付を受けようとする場合は、福智町移住支援金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出すること。

- (1) 移住支援金の交付申請に関する誓約書(様式第1号別紙1)
- (2) 移住支援金事業に係る個人情報の取扱いに関する同意書(様式第1号別紙2)
- (3) 国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書等の写し
- (4) 町に転入後の住民票(2人以上の世帯として申請する場合にあっては世帯員分を含む)
- (5) 前4条第1項第1号アの要件を満たすことを証する移住元の住民票除票(2人以上の世帯として申請する場合にあっては世帯員分を含む)
- (6) 振込先が確認できる預金通帳等の写し(申請人本人名義のもの)
- (7) 申請者が外国人の場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有することを証明する書類の写し

2 前項の規定によるほか、前条第1項第2号から第5号までの該当する要件を満たすことを証する書類として、次に掲げるもののほか、所定の書類等を別途添付すること。

- (1) 就職要件に該当している場合は、就業先企業等の就業証明書(様式第2号)
- (2) 起業・創業要件に該当している場合は、開業届出済証明書(法人の場合は履歴事項全部証明書)又は起業支援金の交付決定通知書の写し
- (3) 農林水産業への就業要件に該当している場合は、農業協同組合、森林組合又は漁業協同組合等に加入していることが分かるもの
- (4) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合は、東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- (5) 東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学していた場合は、在学期間の分かる卒業証明書又は成績証明書等
- (6) 個人事業主で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合は、開業届出済証明書及び事業に係る納税証明書等(移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、県及び町長が必要と認める書類

(交付決定・確定の通知)

第6条 町長は、前条各項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに福智町移住支援金交付決定兼確定通知書(様式第3号。以下「交付決定・確定通知書」という。)により、当該申請者に通知する。

なお、審査の結果、移住支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に当該申請者に通知する。

(移住支援金の交付)

第7条 町長は、前条の規定による移住支援金の交付決定及び確定を受けた者(以下「交付確定者」という。)に対しては、原則として第5条各項の規定による申請があったときから3か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(交付決定・確定通知書の再交付)

第8条 交付確定者は、紛失等の理由により交付決定・確定通知書の再交付を必要とする

きは、福智町移住支援金交付決定兼確定通知書再交付願（様式第4号。以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

（再交付決定・確定及び通知）

第9条 町長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに福智町移住支援金交付決定兼確定通知書〔再交付〕（様式第5号）により、当該交付確定者に交付する。

（報告及び立入調査）

第10条 県並びに町は、福岡県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、当該移住支援事業に関する報告並びに立入調査を求めることができる。

（交付決定の取消し及び返還請求）

第11条 町長は、交付確定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、移住支援金における交付決定の全部又は一部を取り消し、福智町移住支援金交付取消通知書（様式第6号）により、当該交付確定者に通知する。

- （1） 虚偽の申請等をしたことが判明した場合
- （2） 移住支援金の申請日から5年以内に町から転出した場合
- （3） 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- （4） 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消す場合において、既に交付確定者に移住支援金を交付しているときは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び町が認めた場合はこの限りでない。

（1） 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をしたことが判明した場合
- イ 移住支援金の申請日から3年未満に町から転出した場合
- ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（2） 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と町が協議して定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月18日要綱第49号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月26日要綱第39号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月28日要綱第20号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月24日要綱第47号）

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和7年5月1日要綱第15号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年10月21日要綱第27号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日要綱第67号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式 略